

流山市農業委員会  
平成29年第7回  
総会議事録

平成29年7月18日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第7回総会議事録

1 期 日 平成29年7月18日(火)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 1番 小田桐 仙  
3番 岡田 長政

5 出席委員(14名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司

6 欠席委員(1名)

12番 豊島 啓行

7 書記名 副主査 斉藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘  
事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 田村 敏一  
主事 中里 友希

9 会議目次

(1) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2) 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について……………	4
(3) 議案第40号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…	5
(4) 議案第41号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について ……………	6
(5) 議案第42号 農地所有適格法人報告書の提出について……………	7
(6) 報告第17号 専決処理の報告について……………	10

開会 午後3時10分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は15名中14名、定足数に達しておりますので、会議は成立しているということをご報告いたします。12番、豊島委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。1番小田桐委員、3番岡田委員を指名いたします。次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第17号「専決処理の報告について」、ご報告させていただきたいと存じます。

説明は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。秋元次長

秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第38号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成29年7月18日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の現況畑1筆、面積は842平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、1ページにございますので、併せてご参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市大字南の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市南の畑1筆で、面積は52平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、2ページにございますので、併せてご参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案の3番の権利者は、松戸市三ヶ月の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の田1筆で、面積は369平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せてご参照いただきたいと存じます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。今月の案件は3件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議しました。はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。東武線運河駅の南西約1.7キロメートルに位置している、新川耕地内の畑1筆で面積は842平方メートルであります

また、申請理由については、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。売買価格については、全体で440万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、2番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。東武線初石駅の西約2.1キロメートルに位置している、新川耕地内の畑1筆で、面積は52平方メートルであります。なお、申請地北東の住宅が権利者の自宅で、申請地東方向に広がる畑は権利者の自作地となっております。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で30万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に、3番についてご報告いたします。申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

JR常磐線北小金駅の北約1.3キロメートルに位置している田1筆で、面積は369平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で224万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

なお、権利者の現在の営農地は畑のみですが、権利者のうちの1名の実家が田を耕作しており、機械等はそこから借りる予定とのことでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 ありがとうございます。

これより、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 申請番号1ですが、1.1ヘクタールを2人で耕作というのは、ちょっと大変なのかなあと思っているのですが、それには何か聞いているのですか。

山崎委員長 申請者は、私もよく存じている方で、一生懸命にやる耕作者で大丈夫です。

水代議長 他にご質問ございませんか。

5番(増田委員) 3番についてですが、耕作機械は実家から借りる予定と説明されましたが、近くなのですか。

山崎委員長 柏市です。

水代議長 ほかにご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手、全員であります。

よって議案第38号については、原案のとおり、許可することに決定しました。

水代議長 次に、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第39号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

平成29年7月18日提出

議案の1番と2番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は、賃貸借です。対象となる農地は、流山市桐ヶ谷及び谷にあります畑4筆、合計面積は1,432平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年8月から平成35年8月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が2件ですが、同一権利者であることから一括してご報告いたします。

はじめに、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようというものであります。

最初に、権利者の職業は農業で、年齢は37歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、ネギが作付けされておりました。

以上のことを基に審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 はい、ありがとうございました。これより本案に対してご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第39号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第39号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第40号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第40号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

平成29年7月18日提出

申請者につきましては、流山市青田にお住まいの方です。申請がありました土地は、流山市青田の畑2筆で、面積は543平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 はい、ありがとうございました。本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第40号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の東約1.5キロメートルに位置しています。申請者が平成12年に相続により取得した土地で、正確な時期は不明ですが、少なくとも昭和45年以前に、配置図のように、当時の所有者であった申請者の父親が自宅を建築したとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、

昭和45年4月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認しました。

以上のことを基に審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。以上です。よろしくご審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 申請者については、何回か、今までも申請が上がってきたと思いますが、もう無いのですか。

中里 まだあるということで、相談に来ている状況です。直接、ご本人ではなく、ご親戚の方です。

水代議長 という状況です。よろしいでしょうか。ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第40号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。挙手、全員であります。よって、議案第40号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第41号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成29年7月18日提出

申請者につきましては、流山市西初石にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市東初石にあります畑7筆で、面積は4,222平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親で、平成24年1月31日に亡くなられ、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」は、以上の1件です。



ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について、報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第41号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北約400メートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親です。

従事日数は、生前は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が平成24年1月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、休耕の状態でした。以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(ありませんの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第41号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。よって議案第41号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

水代議長 次に、議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第42号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成29年7月18日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものでございます。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、流山市西深井にあります法人です。

報告がありました事業年度は、平成28年5月26日から平成29年3月31日までです。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思っております。

この確認書につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

はじめに、確認書の表の右側に、平成29年6月26日と書かれている欄が、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は1.36ヘクタールとなっております。

次に、法人形態についてですが、株式会社で非公開会社となっており、この要件について、適合しております。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、100パーセントとなっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合しております。

次に、会社の議決件数は、100株であり、かつ、そのうち農業の常時従事者の議決件数が51株で、総議決権の2分の1を超えていることから、こちらの要件も合致しております。

次に、会社の役員については1人で、役員の方が、農業に係る事業に年間150日以上従事しており、要件に合致しております。

次に、備考の欄につきまして、説明します。売上高につきましては、1年前が平成28年の実績額、申請年が平成29年の見込み額となっております。なお、議案案内図につきましては、8ページでございます。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

水代議長 はい、ご苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 農業委員会の所管かどうかは判りませんが、事務局のお考えを聞かせてください。まず農業と福祉の連携についてですが、農業委員会としての拡がりの点を教えていただきたい。

売上げ1,127万円に対して、51人が農業に従事されているのですが、最賃(最低賃金)との関係は、どうなっているのですか。

水代議長 従業員ではないでしょう。

1番(小田桐委員) 従業員は何人くらい居るんですか。

秋元次長 代表者1名と社員1名ですが、パートさんなど障害者の方は、正確な数字はわかりません。

1番(小田桐委員) はいわかりました。農業と福祉の連携の面ではどうですか。

亀山局長 トイレを作りたいと相談に来ました。但し、法人格を持った株式会社の関係がありまして、福祉的な立場でできませんでした。

水代議長 大きな企業だと、事業主に対して例えば障害者を何名か受け入れてくださいねというのがありますが、当該議案の法人、農地所有適格法人の場合に賃金を支払っているのか研修という形で耕作を行っているのかがはっきりわからないところがある。

1番(小田桐委員) 流山市としては、この後も研究課題としていくのですね。

亀山局長 はい。

1番(小田桐委員) わかりました。

水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第42号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 山崎委員長ありがとうございました。次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年7月18日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第4条の届出のご報告は6件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が5件、公衆用道路が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上6件 9筆 3,413.65平方メートルで、地目別の内訳では、田が2筆 1,595平方メートル 畑が7筆 1,818.65平方メートルでした。

次に、議案書の8ページをお開きください。2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと34件、マンションの区分所有を含めると全体で56件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が53件、使用貸借、賃借権が各1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が52件、店舗兼事務所、駐車場、店舗が各1件でした。

今月の5条届出の合計は、以上55件 559筆 271,386.20平方メートルで、地目別の内訳では、田が314筆 265,056.72平方メートル、畑が245筆 106,329.48平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時55分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年7月18日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 小田桐 拓

流山市農業委員会委員 岡田長政